

令和5年3月7日

島根県土木部技術管理課

島根県土木部土木総務課建設産業対策室

最低制限価格及び低入札調査基準価格の算定式の改定について

令和5年4月1日以降入札公告・指名通知する工事から以下のとおり変更します。

1) WTO対象以外の工事

$$\text{計算式} = (\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④}) \times 1.10^{\ast 1}$$

①直接工事費 の 100% ⇒ 100% (変更無し)

②共通仮設費 の 90% ⇒ 90% (変更無し)

③現場管理費 の 80% ⇒ 90%

④一般管理費等の 70% ⇒ 70% (変更無し)

ただし、計算式により算出した額が予定価格の10分の8を下回る場合は10分の8とする。

2) WTO対象の工事^{※2}

中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル(**令和4年3月4日改正**)に準拠する。

(注) いずれも概ねの数値

※1 消費税及び地方消費税の税率については適宜、該当する税率に読み替えることとする。

※2 WTO対象の工事とは、予定価格が「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(平成7年11月1日政令第372号)第3条第1項に規定する総務大臣の定める額以上の工事であり、現時点では予定価格が22億8千万円以上の工事をいう。

なお、今後この金額に変更があった場合は、変更後の金額に読み替えるものとする。

【補足事項】

●建築関連工事については、直接工事費に現場管理費の一部に相当する額(以下「現場管理費相当額」という。)が含まれているため、次のとおり運用する。

・計算式中の①直接工事費は、建築関連積算基準により算定した直接工事費から現場管理費相当額を減じた額とする。

・計算式中の③現場管理費は、建築関連積算基準により算定した現場管理費に現場管理費相当額を加えた額とする。

・現場管理費相当額は、昇降機設備工事の場合は直接工事費の20%、その他の工事の場合は直接工事費の10%とする。